

第2章 予 防

第1節 市民等の防災活動の促進

市民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等の育成・連携による地域防災力の強化により、火災が発生した場合の被害軽減に資する。

1 火災予防対策の推進

1-1 防火管理者等の育成・指導

消防本部は、学校、病院、工場等の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に消防計画の策定、消防訓練の実施、消防用設備等の整備、点検、火気の使用等について指導する。

市（総合政策部）及び県は、防火管理者、消防設備士、消防用設備等点検資格者、防火対象物点検資格者を養成・指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

1-2 建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法（昭和23（1948）年法律第186号）」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

1-3 予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

1-4 入山者等への防火意識の啓発

市（産業振興部）及び県は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

1-5 森林保全巡視活動

市（産業振興部）は、県や林業関係者と連携し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導等を行い、火災の発生予防と森林火災予防の普及啓発を図る。

1-6 防火知識の普及啓発

消防本部は、春季（3月1日～7日）・秋季（11月9日～15日）の全国火災予防運動期間中の

ポスターの掲示、防火ちらしの配布、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施や住民が防火について正しい知識と技術を身につけられるための講習会の開催などにより、防火知識の普及啓発を図る。また、林野火災防止の普及啓発を図るため、全国山火事予防運動（3月1日～7日）、栃木県春の山火事防止強調運動（3月1日～5月31日）を実施する。

2 地域防災力の強化

2-1 自主防災意識の普及・徹底

市（総合政策部）及び県は、住民一人ひとりが「自らの身の安全、自らの地域は自らが守る」ことを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるよう自主防災意識の普及、徹底を図る。

2-2 自主防災活動の推進

(1) 自主防災組織の結成促進

災害発生時の被害の拡大を最小限に食い止めるためには、行政や防災関係機関のみならず、地域及び住民の自主的な初期消火や救助などの防災活動が重要なことから、市（総合政策部）及び県は、自主防災組織の結成の促進や防災資機材の整備を進める。

(2) 地域防災活動推進員の配置

市（総合政策部）は、自主防災組織の育成や自主防災体制の充実・強化に関する支援を行うため、地域防災活動推進員を配置するものとする。

(3) 女性防火クラブ等の育成強化

市（総合政策部）及び消防本部は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブ等の育成強化を推進する。

2-3 消防団の活性化

市（総合政策部）及び消防本部は、災害時においては消火、救出救助、避難誘導等を、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動を実施するなど地域防災の核として大きな役割を担う消防団の育成強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進を行い、地域防災力の向上と地域住民の安全確保を図る。

2-4 人的ネットワークの形成

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市（総合政策部）は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

2-5 事業者防災体制の強化

企業、事業所等は、災害時に果たす役割（従業員、顧客・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平

常時から、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、防災活動に協力できる体制を整える。

市（総合政策部・産業振興部）及び県は、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。

第2節 火災に強いまちづくり

火災に強いまちづくりを進めるため、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済自動車等野外堆積物に対して、平常時から適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

1 火災に強いまちづくり

1-1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるため、防災安全空間づくりのための総合的な計画策定を推進する。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市（各部等）は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保のため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

そこで、防災上の観点を踏まえながら、市（建設水道部）の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、これらの市マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、市（各部等）、県及び市民は、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 火災に強い都市の形成

2-1 災害に強い都市構造の形成

市（総合政策部・建設水道部）及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

2-2 火災延焼防止のための緑づくり

市（産業振興部・建設水道部・教育部）及び県は、避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

3 野外堆積物対策

消防本部は廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、市（市民生活部）及び県等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

4 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

市（産業振興部）及び県は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

5 火災に対する建築物等の安全化

5-1 消防用設備等の設置と適正な維持管理

消防本部、県及び事業者は多数の人が出入りする事業所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

5-2 建物火災安全対策の充実

消防本部、県及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い建物構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

5-3 一般住宅の火災警報器の設置

平成16（2004）年6月2日に消防法が改正され（平成18（2006）年6月1日施行）、すべての住宅に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受けて、消防本部は設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災報知機設置の推進を図る。

5-4 文化財等の安全対策の促進

市（教育部）及び県は、市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

- (1) 文化財等の所有者又は管理者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- (2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- (3) 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第3節 迅速かつ円滑な応急対策への備え

大規模火災・林野火災発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、平常時から関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリと市・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備

1-1 火災警報発令等情報の充実

市（総合政策部）及び消防本部は、宇都宮地方気象台が発表する火災気象通報等の情報を適時・的確に把握し、火災警報を発令するなど大規模な火事災害防止に努める。

1-2 情報の収集・伝達

(1) 市（総合政策部）、消防本部及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 市（総合政策部）、消防本部及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。

(3) 市（総合政策部）、消防本部及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

1-3 機動的な情報収集体制の整備

市（総合政策部）、消防本部及びその他の防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

また、迅速かつ確かな災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

1-4 多様な情報収集体制の整備

市（総合政策部）は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

1-5 通信確保対策

市（総合政策部）は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。また、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

2 災害応急体制の整備

2-1 職員の体制

市の職員の非常参集体制については、本編第3章第1節のとおりとする。

また、市（総合政策部）は必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、定期的な訓練を実施し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2-2 防災関係機関との連携

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市（総合政策部）、県、消防本部及びその他の防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。
- (2) 市（総合政策部）及び県は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。
- (3) 市（総合政策部）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

3 消火活動への備え

3-1 消防組織の充実・強化

市（総合政策部）は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める。

また、市（総合政策部）及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

<資料編2-18 消防組織・施設の状況>

3-2 消防施設等の整備・強化

(1) 消防施設・設備の整備

市（総合政策部）は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう年次計画を立て、計画的に整備を進める。

(2) 消防水利の整備

ア 市（総合政策部）は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

<資料編3-14 市内プール設置状況一覧（公立：学校除く）>

<資料編2-26 公立学校等一覧>

イ 市（総合政策部）及び消防本部は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

(3) 消防用資機材等の整備

ア 市（総合政策部）及び消防本部は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努める。

イ 市（総合政策部）及び消防本部は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(4) 空中消火活動拠点の確保

市（総合政策部）及び消防本部は、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離

着陸場の確保に努める。

<資料編2-20 飛行場外・緊急離着陸場一覧>

4 救助・救急、医療活動への備え

市（総合政策部）は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施する。

4-1 救助・救急活動への備え

市（総合政策部）及び消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。また、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

4-2 医療活動への備え

(1) 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

市（保健福祉部）、県及び事業者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(2) 医薬品、医療資機材の整備

市（保健福祉部）、県、日本赤十字栃木県支部及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 避難収容活動への備え

5-1 緊急避難場所及び避難所

市（総合政策部）は、都市公園、河川敷、公民館、学校公共的施設等を対象に、緊急避難場所及び避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

5-2 避難誘導への備え

市（総合政策部・保健福祉部）は、緊急避難場所及び避難所や避難経路について、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、高齢者、障害者その他のいわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

<資料編2-17 避難場所一覧>

6 関係機関の防災訓練の実施

市（総合政策部）及び消防機関は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。